

転嫁円滑化施策パッケージに基づく法遵守状況の自主点検の結果について

令和4年12月14日
公正取引委員会
中小企業庁

令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられた。

公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組として、法違反が多く認められる業種について、事業所管省庁と連名により、関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検の実施を要請したところ、本日、自主点検の結果等について、「法遵守状況の自主点検結果報告書」（別添）を取りまとめた。

今般の自主点検の結果において例示された業種をはじめとして、事業者や事業者団体においては、適正な価格転嫁の実現など取引適正化の重要性の認識の共有や取組の周知徹底と併せて、法遵守状況の自主点検を含むコンプライアンス体制の実効性の確保が求められる。

公正取引委員会及び中小企業庁は、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、事業所管省庁と連携して、今般の自主点検の結果や関連施策の周知徹底を図りつつ、自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じ、事業者や事業者団体における自主的取組の改善強化を促していく。

問い合わせ先

（公正取引委員会の取組に関すること）

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課
電話 03-3581-3373（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp>

（中小企業庁の取組に関すること）

中小企業庁 事業環境部 取引課
電話 03-3501-1669（直通）
ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp>

○下請法違反行為が多く認められる業種における法遵守状況の自主点検の対象
業種一覧

番号	業種名（注）
1	化学工業
2	鉄鋼業
3	非鉄金属製造業
4	金属製品製造業
5	はん用機械器具製造業
6	生産用機械器具製造業
7	業務用機械器具製造業
8	電子部品・デバイス・電子回路製造業
9	電気機械器具製造業
10	情報通信機械器具製造業
11	輸送用機械器具製造業
12	放送業
13	情報サービス業
14	映像・音声・文字情報制作業
15	道路貨物運送業
16	各種商品卸売業
17	機械器具卸売業
18	広告業
19	技術サービス業

注 業種名は、日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）の中分類による。

○荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種における法遵守状況の自主点検の対象業種一覧

番号	業種名（注）
1	化学工業
2	生産用機械器具製造業
3	放送業
4	各種商品卸売業
5	機械器具卸売業

注 業種名は、日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）の中分類による。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日

内閣官房

(新しい資本主義実現本部事務局)

消費者庁

厚生労働省

経済産業省

国土交通省

公正取引委員会

(略)

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

(1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- ・ 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買いたたき」などの違反行為を行っていると疑われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- ・ 今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。
- ・ また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

(略)

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画
～人・技術・スタートアップへの投資の実現～
(令和4年6月7日閣議決定)

(略)

III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

(略)

1. 人への投資と分配

(略)

(1) 賃金引上げの推進

(略)

②重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)及び「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月)に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める。

調査の結果、価格転嫁を困難にする主な阻害要因としては、値上げ要請を理由とする取引先の変更や取引の打切りのリスク、売り先の価格競争の影響による転嫁の受け入れ困難、発注者の立場が強く価格交渉が困難である等の点が見受けられた。

こうした実態を踏まえ、サプライチェーンのつながりについて、i) 生活関連商品の製造・販売、ii) 部品・完成品のものづくり、iii) サービスの提供の3つの類型に整理し、22業種10万社程度を対象に独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査を行う。調査を踏まえ、立入調査を行う等、適正な取引環境の実現につなげる。

独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、問題となる事例を追加した、サプライチェーン全体における取引の適正化のためのガイドラインを策定する。

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の実効性を強化するため、宣言企業に対する調査を実施し、実行状況について、フォローアップを行う。

本年度の下請代金支払遅延等防止法の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。これらの業種について、立入調査の件数を大幅に増加させる。

また、重点立入業種以外であっても、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁と連名で、事業者団体に対して、法遵守状況の自主点検を行うよう要請する。